

## スチュワードシップ活動の概況と自己評価

ピクテ投信投資顧問株式会社（以下、当社）は、スチュワードシップ責任を果たし、投資先企業の企業価値向上に主体的に取り組むことで、顧客および受益者のみなさまの投資リターンを高めることを目指しております。ここでは2019年7月から2020年6月までの期間におけるスチュワードシップ活動について、当社の取組みのご紹介と自己評価をおこないましたので、ここにご報告させていただきます。

（項目）

1. 議決権行使について
2. エンゲージメントの取り組みについて
3. 「日本版スチュワードシップ・コード」各原則の実施状況に関する自己評価
4. 投資政策委員会によるエンゲージメント活動への評価・提言と対応について

### 1. 議決権行使について

2019年7月～2020年6月末までに開催された投資先国内企業の株主総会において、下記のとおり議決権を行使しております。

#### 1-1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	会社提案議案	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率
会社機関に関する議案	取締役の選解任	939	18	39	0	996	1.8%
	監査役の選解任	108	4	0	0	112	3.6%
	会計監査人の選解任	1	0	0	0	1	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	50	1	0	0	51	2.0%
	退任役員の退職慰労金の支給	2	1	0	0	3	33.3%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	73	0	0	0	73	0.0%
	組織再編関連(※2)	0	0	0	0	0	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	1	0	0	1	100.0%
	その他の資本政策に関する議案(※3)	10	0	0	0	10	0.0%
	定款に関する議案	18	0	0	0	18	0.0%
	その他の議案	0	0	0	0	0	0.0%
	合計	1,201	25	39	-	1,265	2.0%

(※1) 役員報酬額改定、ストックオプション発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

## 1-2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

株主提案議案	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対比率
合計	2	10	0	0	12	83.3%

## 1-3. 議決権行使結果の概況

議決権行使にあたっては、自社で策定した「議決権行使に関する方針」に基づいて実施しております。2019年7月～2020年6月末までに開催された株主総会において、会社提案議案1,265件に対し、賛成1,201件、反対25件、棄権39件の行使を行い、反対比率は2.0%となりました。また、株主提出議案12件に対し、賛成2件、反対10件の行使を行い、反対比率は83.3%となりました。

会社提案議案に対する主な反対議案は以下のとおりです。

- ・取締役、監査役の選解任：社外取締役・監査役の独立性について懸念のある事案について反対
- ・退職慰労金：支給額の総額、または個別の支給額について開示されていない事案について反対
- ・役員報酬：希薄化について当社基準を超えているため反対
- ・買収防衛策の更新：総継続期間が長期にわたり、独立社外取締役の比率が低い事案について反対

なお、代表権のある取締役の選任議案に関し、株主総会後の取締役会に女性が含まれない場合、今年度は例外的に棄権としております。

## 2. エンゲージメントの取り組みについて

当社では運用担当者による調査活動・分析を通じて投資先企業について理解を深めたいと、持続的な企業価値向上に資することを目的にエンゲージメントを行っております。対話を通じて企業と認識の共有に努め、必要に応じて提言を行います。その内容は企業ごとに異なり、コーポレートガバナンス、経営戦略、資本政策など多岐にわたります。

ここでは、投資先企業のマネジメント等との間で行われたエンゲージメントについて、具体例をご紹介します。（昨年度掲載のA-D社とは別個の企業になります）

### A社（工業用機器、薬品メーカー）

環境（ESGのE）に関する同社の目標を収益面でどう経営計画に反映するか、またマネジメントは目標に対しどの程度コミットしているかに焦点を当てました。具体的には、同社の環境面での目標を達成する上で鍵となる、ソリューションビジネスに関する開示強化を要請するとともに、同ビジネスの進捗が経営陣の報酬体系と中期的に紐付けられるよう提案いたしました。その後、同ビジネスの開示面では改善が見られており、今後は報酬体系の変革を通じてESGの実効性を求めていくとともに、企業価値の向上とどう連動させていくかフォローアップしていく所存です。

## B 社（プラスチック容器メーカー）

廃プラスチック排出問題をはじめとする環境問題に対し、事業の継続性という観点から問題提起するとともに、ガバナンス問題も議論いたしました。廃プラスチック問題に対し中長期的にリサイクル比率を上げることで対処すること、また Co2、廃棄物の排出抑制を進めるという基本方針に変更が無いことを弊社では確認し、同社の経営戦略と整合性が取れていると判断いたしました。また取締役会については、役員数の多さ、社外取締役比率の低さや独立性について問題提起しました。その後 2020 年の株主総会では独立性の認められる社外役員の数が増加し、一定の成果は見られたと考えております。

## C 社（総合電機メーカー）

経営資源の有効配分という観点から議論いたしました。同社は IT ソリューション事業で高い優位性を持つ国内事業に対し、相対的に競争力の劣る海外やノンコア事業に経営資源を割いているという問題があり、過去数年にわたり改善策について協議してまいりました。これまで海外拠点数の減少など改善は見られるものの弊社では不十分と認識しており、今回は特にノンコア事業、さらには少数株主持分会社に対する弊社の考え方をお伝えしました。同社はこれまでのエンゲージメントを通じて成果が出ていると弊社では考えており、今後は両方で共有できる KPI の導入を通じて議論の深化と実効性をモニタリングしていきたいと考えています。

## D 社（自動車部品メーカー）

ESG の諸施策に対する実効性を中心に議論いたしました。同社では買収防衛策の廃止など ESG 面で変化が確認されており、E、S における開示も改善していると認識しております。ただし同社が導入している環境保全委員会などの組織の責任主体が明確でなく、各指標の達成度が必ずしも取締役の報酬に連動していないなど、実効性については改善の余地があるとお伝えしました。またガバナンス面でもより独立性の強い社外取締役の増員を提言いたしました。同社からは検討中との回答を得ており、今後進捗を見守っていく所存です。

### 3. 「日本版スチュワードシップ・コード」各原則の実施状況に関する自己評価

#### （原則 1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、機関投資家としての受託者責任を果たすべく、平成 26 年に「「責任ある機関投資家」の諸原則 <<日本版スチュワードシップコード>>」（以下、日本版スチュワードシップコード）への受け入れを表明し、その後平成 29 年 5 月に公表された「日本版スチュワードシップコード」（改訂版）にも準拠しつつスチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

最新のものである 2020 年 3 月公表「日本版スチュワードシップコード」（改訂版）の趣旨に基づいた取り組み方針をホームページ上で公表しております。

(原則 2)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は、日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、「日本版スチュワードシップ・コード」への取組み方針を改訂し、議決権行使において利益相反の生じ得る局面の特定や、利益相反管理のためのガバナンス体制の整備をおこないホームページ上で公表しております。また、顧客利益を最優先した議決権行使と適切な利益相反管理をおこなうため、「議決権行使に関する方針」を改訂しホームページ上で公表しております。

本期間（2019年7月～2020年6月）において、法務コンプライアンス部では、当社の議決権行使は、当社の「議決権行使に関する方針」および「顧客ガイドライン」に従い適切に行われていることを確認いたしました。

また、その確認結果に基づき運用リスク管理委員会が評価を行い、その評価結果を経営会議に報告しました。上記の取組みにより、スチュワードシップ責任を果たす上での適切な利益相反管理がなされていると考えております。

(原則 3)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社はリサーチ活動を通じて当該企業への理解を深めることがスチュワードシップ活動の質を高めると考えています。本年度も決算説明会など企業による発信情報の分析はもちろん、マネジメント、IR担当者とのミーティングや、工場見学や識者との対話などを通じて積極的に情報収集・分析することを心がけました。特に、ひとつのチームとしてロンドンと東京にまたがって活動している特徴を最大限に活かし、多面的な視点でリサーチ活動を行うことができたと考えております。

(原則 4)

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業との認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

各企業を担当するアナリストが持続的な企業価値向上を念頭に企業ごとに対話内容を選定し、その企業のビジネスモデルやステージに応じた議論を行うことで、数字ありきではない議論を心がけております。またジュネーブ本社にあるピクテのESGチームとも連携し、グローバルでESG投資に関する知見を共有するとともに、体系だったエンゲージメント手法の構築にも取り組んでおります。

ピクテグループではエンゲージメント・プログラムを以下の4つの階層で行っております。(1) ターゲット・エンゲージメント：ESGに関連する問題が深刻である一方、影響力が高いと考えられる企業（30社程度を上限）を対象(2) 共同イニシアティブ：国連責任投資原則（PRI）と気候変動対応を企業に求める世界機関投資家団体が発足させた「クライメット・アクション100+」他への参加、(3) エンゲージメント・サービス機関（サステナリティクス）の活用、(4) 個別銘柄の調査・分析プロセスにお

ける経営陣との対話。詳細につきましては Active ownership Report 2018, Pictet Asset Management をご参照ください。

集团的エンゲージメントについて、当社では必要に応じて例外的に参加するとしておりますが、当該報告期間では参加しておりません。また当社は投資先企業との対話において未公表の重要事実の受領はしないこととしており、本年度もそのような事実はございませんでした。

(原則 5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるように工夫すべきである。

自社で策定した「議決権行使に関する方針」に基づき、ピクテグループで統一した手続きにのっとり議決権行使を行っております。行使結果についてはホームページにおいて公表しております。本年度分(2019年7月から2020年6月まで)についてはホームページのほか、前掲「1. 議決権行使について」も合わせてご参照ください。

(原則 6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

議決権行使結果についてホームページ上で個別に開示しているほか、前掲「1. 議決権行使について」で2019年7月から2020年6月分について報告しております。当社のスチュワードシップ活動の概況については前掲「2.エンゲージメントの取組みについて」のなかで紹介しておりますのでご参照ください。

(原則 7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社では、適切なスチュワードシップ活動が行われているか、社内で評価する仕組みを構築しております。本年度分については「3. 「日本版スチュワードシップ・コード」各原則の実施状況に関する自己評価」および、「4. 投資政策委員会によるエンゲージメント活動への評価・提言と対応について」をご覧ください。

またグループとしてジュネーブに ESG 専門部署を設置するなどピクテは責任投資への取組みを強化しており、その知見をリサーチ活動やスチュワードシップ活動に取り入れるよう努めています。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は本原則の対象外であり、自己評価は割愛いたします。

#### 4. 投資政策委員会によるエンゲージメント活動への評価・提言と対応について

当社では運用部署から独立した投資政策委員会において、議決権行使状況やエンゲージメントの実施状況などスチュワードシップ活動全体について年次評価を行っております。今回は2019年7月から2020年6月に行われた当社のスチュワードシップ活動に関して評価が行われ、その活動内容が概ね満足できるものであったとして経営会議に報告されております。